

市内事業者への優先発注等について（お願い）

小田原市では、令和4年4月1日付で「小田原市市内事業者優先発注に係る実施方針」を定めており、全ての公共調達において、地域経済の好循環に資するため、できる限り市内事業者でできるものは市内事業者に発注するよう努めております。

入札参加事業者各位におかれましては、このような本市の方針について御理解と御協力をいただき、本市発注工事を受注された際には、次のとおり市内事業者のより一層の受注機会の確保について特段の御配慮をいただくようお願いいたします。

- 1 本市発注工事の施工にあたり、下請発注する場合は、できる限り市内事業者を活用するよう努めてください。
- 2 施工に必要な工事資材、建設機械等を購入又は借入する場合は、できる限り市内事業者を活用するよう努めてください。
- 3 工事を下請発注する場合は、建設業法に従い、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うこと等下請契約及び下請代金支払の適正化に努めてください。

（事務担当）

小田原市総務部
契約検査課契約係
電話 0465-33-1323